

● CITES と木材

2013年3月に開催されたワシントン条約締約国会議(CITES CoP16)で、画期的だったことの一つは、木材として国際取引されるシタン(紫栴)など熱帯広葉樹の複数の種が規制の対象になったことです⁽¹⁾。規制対象となった熱帯広葉樹は成長が遅いため減少しやすいため、楽器や家具などで需要があります。

とくにマダガスカルで、CoP16で規制対象となった樹種は国内法で輸出が禁止されていたにもかかわらず、密輸が続いていました。

● 絶滅危惧種と熱帯木材

熱帯木材の国際取引は、森林に生息する野生動物にとっても脅威です。日本は合板の多くをマレーシア、インドネシア、中国から輸入しています⁽²⁾。マレーシア、インドネシアの森林に生息するオランウータン、アジアゾウ、スローロリス類などは生息地の喪失が絶滅の脅威となっています。

これらの国で林業が持続可能に行われていけばよいのですが、そうではないようです。2013年11月に仙台で開催された第1回アジア国立公園会議(主催・IUCN、環境省)の中でインドネシア森林省の職員が、国立公園内で違法伐採があり、跡地はパームヤシ農園やコーヒー農園にされていると報告していました。その違法伐採は都市に住む権力者が行っているため逮捕できないのだそうです。

● 違法伐採がもたらすもの

違法伐採は、野生生物の問題ではありません。森林で暮らしていた地域住民にとっては生存の問題です。国際刑事警察機構(INTERPOL)の報告書によると、違法伐採により、地域住民が低賃金での労働を強要されたり、地域社会に対する暴力が行われたりしています。そして違法伐採された木材かどうかは流通の段階では見分けがつかないため、リスクの低い犯罪として犯罪組織や政治家の腐敗の温床になっています。また違法木材の輸入国として、中国、ヨーロッパ諸国、米国、日本を挙げます。とくに中国は自国の消費の増加だけでなく、アジア近隣諸国やアフリカから違法木材を輸入して木製品に加工し、ヨーロッパ諸国、米国、日本に輸出していると指摘しています⁽³⁾。

● 違法木材の締め出し

EUは違法伐採対策と合法木材の貿易促進を目指した「木材規制」により、2013年3月から、違法に伐採された木材とその製品はEU市場で流通できなくなりました。

米国には1900年に施行された違法に捕獲された野生動物の売買を禁じるレイシー法があります。そして2008年の改定で木材製品も対象になりました⁽⁴⁾。この法律により米国の国内製品だけでなく、原産国の法律に違反した製品の米国内での所持・販売が取り締まりの対象になりました。輸入業者は書類をそろえて合法であることを証明する必要があります。

米国のギブソンギター社は、マダガスカルの国内法で輸出が禁止されていた木材を輸入したため、レイシー法違反で2011年に告発されました。そして30万ドルの罰金と、楽器業界への森林保全の普及啓発のために国立魚類野生生物財団に5万ドルを寄付することなどで司法省と合意しました⁽⁵⁾。

米国の製紙や床板などの業界団体は、違法木材は不当な低価格で販売されるので木材産業に損失を与えたと、としてこの改正を歓迎しています⁽⁶⁾。

オーストラリアでも2011年に違法木材の取引を禁止する法律が成立しました。

● 合法木材の取り組み

日本は合法木材の推進を行っています。グリーン購入法で政府調達のみならず、木材製品に合法性・持続可能性を求めています。日本の業界団体は規制には反対で、輸入木材の合法性を証明するコストの高さを理由に挙げています⁽⁷⁾。しかしながら欧米豪との国際連携によって違法木材を市場から締め出すには、合法木材の推進だけでは不十分と思われるます。

また全国木材組合連合会がインドネシア、マレーシアで行った調査では、輸入国が取引条件にする認証制度は、木材生産・加工企業の森林管理水準の改善に少なからぬ影響を与えていると報告しています⁽⁸⁾。つまりエンドユーザーの消費者が、木製品の合法性を意識して買い物をすることも、失われつつある熱帯林の生物多様性の保全につながるります。

【参考】

- 1 経済産業省HP CoP16による附属書の変更点。http://www.metigo.go.jp/press/external/economy_trade/external/track/download/2013/20130302_139.pdf
- 2 林野庁 森林・林業白書(平成23年度版) 林産物供給と木材産業。http://www.rinya.maff.go.jp/ikoku/hsu/23hsu/hb/summary/500.html
- 3 国際刑事警察機構 世界銀行 CHAINSAW PROJECT An INTERPOL perspective on law enforcement in illegal logging. p7, p22。http://www.illegallogging.info/sites/default/files/uploads/WorldBankChainSawIllegalLoggingReport.pdf
- 4 米国レイシー法。http://www.aphis.usda.gov/plant_health/tracey_act/index.shtml
- 5 音楽の民間 モダンギター社 木材買戻の誤り。http://wildlife.ecology.nyu.edu/blog/2011/03/post_1096.html
- 6 世界資源研究所 アジアギター社の木材買戻はレイシー法の有効性を示唆。http://www.wri.org/blog/gibson-guitar-logging-bust-demonstrates-lacey-act-is-80-50hs-effectiveness
- 7 経済と環境を脅かす違法伐採 これらの問題に取り組みレイシー法を模倣する新しい調査報告書
- 8 政策セミナー 合法木材の利用促進を目指した貿易と国際的な最新動向。http://www.jpcocology.nyu.edu/blog/2012/03/post_8214.html
- 9 現地法人全国木材組合連合会 違法伐採総合対策推進協議会「合法性・持続可能性を証明木材供給事例調査事業 インドネシア・マレーシアにおける海外現地調査報告書」2009。http://gsho.world.kyogakai/pdf/h20report23.pdf

写真：マダガスカルでの森林伐採ボランティア・サザンクロスジャパン 2010年撮影

JWCS 特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立：1990年 NPO法人格取得：2001年
 会長：安藤元一(東京農業大学教授) 副会長：小川 真(東京大学大学院教授) 森川 純(慶應義塾大学教授・アレド大学客員研究員)
 理事：小原勇雄(女子栄養大学名誉教授) 池本桂子(NPO法人サイズ理事) 鈴木希理恵(JWCS事務局長) 永石文明(東京農工大学農学部非常勤講師、立教大学非常勤講師) 並木美砂子(帝京大学大学院 法政大学院(WCS)客員) 吉沢広樹(国学院大学) 山崎肇一(京都大学) 野田 聖子(女子栄養大学教授) 顧問：岩田好宏(元・中学校教諭)
 〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-11-19 メール:APT102
 Tel&Fax: 0422-54-4885
 E-mail: info@jwcs.org http://www.jwcs.org

表紙:チベットアンテロープ

発行人:安藤元一
 編集:鈴木希理恵
 表紙:土田優子

JWCS通信 2014年通巻71号

2014年3月発行
 発行人:安藤元一
 編集:鈴木希理恵
 表紙:土田優子

【会費・寄付のご案内】
 郵便振替 00160-9-715145
 加入者名 野生生物保全論研究会
 正会員年間 5,000円

